

# 第 1 章

## うつ病の医学

Case 1

## 内因性うつ病

殺人被告事件  
浦和地裁昭和 63 年 (わ) 第 296 号 平成元年 8 月 23 日  
第 3 刑事部判決

内因性うつ病は一次性に発症し、周期性の経過をとる病気である。

## 事件

母親が、14歳の長男A、13歳の次男B、9歳の長女Cを絞殺した事件である。犯行当時、母親は内因性うつ病に罹患しており、無理心中を図ったが本人は死にきれず殺人という罪名になったもので、うつ病でしばしば見られる拡大自殺と呼ばれる現象である。

### 一 事実の経過

- 1 被告人は、昭和40年に埼玉県下有数のエリート校とされる県立〇〇女子高校を優秀な成績で卒業したのち、東京都内の会社で事務員やキーパンチャーとして働いていたが、同47年ころ、知人の紹介で、建設会社に勤務するD（昭和18年3月31日生）と交際するようになり間もなく、その母Eにも気に入られて、同48年1月にDと結婚し、夫の実家に同居をしながら、姑（E）の経営する助産院の手伝いをしていたが、そのうちに義母との折り合いが悪くなったため、長男A（昭和48年12月2日生）、次男B（昭和49年11月7日生）をもうけたのちである同50年1月ころ、一家はDの実家を出て独立することとなり、その後間もなく、長女C（昭和53年8月30日生）をも出産した。しかし、建設会社に勤務するDは、日頃出張がちで長期の不在が多く、家事、育児は、全面的に被告人に任されていた。

卒業、就職、結婚、育児、夫の実家からの独立。特記すべきことはなく、平凡な生活歴である。

- 2 被告人は、優秀な頭脳を持ち、子供の頃から学業成績も極めて良かったこともあって、勝ち気でややエリート意識が強くて自分を自分の思いどおりにしようとする完全主義者であり、子供の躾けにも厳しく、また神経質、潔癖症で、子供達が家の中を散らかすことさえ許さないようなところがあった。しかし、被告人は、日頃から子供に対しては人一倍深い愛情を注いでおり、育児に何くれとなく心を砕いていたため、子供達もよくなつき、被告人と子供達との精神的絆には極めて強いものがあつた。これに対し、夫Dは、前記のと

おり不在がちで子供の教育を妻に任せ形となったため、被告人はDを頼りにせず、Dも被告人のそのような気持ちを感じ取って面白くない気持ちでおり、夫婦間にはいまひとつ気持ちの通じ合わないところもあった。

子供達との関係、夫婦関係。若干の問題は指摘できるものの、とりたてて逸脱しているとは言えない。「よくある問題」の範囲内である。

- 3 ところで、昭和57年秋頃、被告人は内因性うつ病を発病し、全ての事にやる気を失い希死念慮も現れるなどしたことがあったが、知り合いの浦和少年鑑別所のF医師の診察を受けて抗うつ剤や精神安定剤を処方してもらい、半年位で軽快し、その後は、従前と同様家事、育児を精力的にこなす傍ら、信仰しているカトリック教会やPTAの活動のほか、地域のボランティア活動や、無農薬野菜の購入のための生活協同組合活動にまで手を広げ、更には、スイミングクラブの受付事務のアルバイトをするなど極めて社交的、積極的な生活を続けていた。

平凡な人生を送る中、あるとき、特に原因なく発症する。これが内因性うつ病の第一の特徴の**一次性**である。これに対して、何らかの原因があつてうつ状態になる場合は**二次性**（心因性）という。人の気持ちは何らかの原因があれば動くのは自然であるから、二次性の心の動きは必ずしも病気とは言えない。しかし何の原因もないのに心が動けば、明らかに病気である。このような場合には、なぜその人にそのような心の動きが発生したかが理解できない。これを「**発生的に理解できない**（または、**了解不能**）」という<sup>1)</sup>。このとき、心の動きの原因は脳の中にある。しかし脳の中にかなるメカニズムがあるのかは不詳である。この不詳なメカニズム（原因）を内因と呼ぶ。内因によって起こるうつ病が、内因性うつ病である。

うつ病を発症したCase 1は、すべてにやる気を失い、希死念慮（死にたいという気持ち。自殺念慮ともいう）までもが現れたが、治療が奏功し、いったんは寛解状態になる（寛解とは症状がなくなることを指す）。しかしこの後、内因性うつ病の第二の特徴が現れる。

- 4 被告人の3人の子供のうち、長男Aは、もともと内向的な性格で

あったが、小学校6年生の頃から、時折り、自室に閉じこもって内側から施錠し、食事を拒否したり、暴れて家具を壊すというような奇怪な行動に出るようになり、特に、中学2年生の秋(昭和62年9、10月頃)には、家族とほとんど口をきかず、朝食も摂らず、時には学校も休むようになった。被告人は、Aの右のような行動に、かねてより心を痛め種々思い悩んでいたが、同年10月ころには被告人自身が再び、抑うつ気分、希死念慮等を中心とする典型的なうつ病の症状を呈するようになり、その生活態度も、従前の社交的・積極的なそれから一変し、同年12月ころには、ボランティア活動やアルバイト等を一切やめ、家の中でただ無為に時を過ごすようになってしまった。

内因性うつ病の第二の特徴とは、**周期性**である。周期性とは「病相を繰り返す」ことを指す。Case 1においては、先の1回目の病相から約5年後に再発し、第2回目の病相が現れている。再発のきっかけとして長男の精神変調があったことが認められているが、それは原因ではなく誘因にすぎない。

そして、同年年末頃に至ると、右症状は特に激しくなり、被告人は、正月料理も作れずに、死ぬことばかり考えていたが、ただ自分が死んだあとの子供の生活を考えると自殺の決意も鈍り、このことが歯止めになってかろうじて自殺を思い止まっているという状態になってしまった。

再発後、症状は悪化していく。自殺のおそれが高く、きわめて危険な状態であると言える。

右のような被告人の生活態度の変化に接し、妻の健康に従前比較的無関心であったDも、さすがに心配になり、翌年(昭和63年)1月5日、社会保険埼玉中央病院神経科(以下、「埼玉中央病院」という。)のG医師の診察を受けさせたところ、入院治療を要するほどの重症のうつ病と診断されたが(ただし、満床のため入院はできなかった。)、抗うつ剤の点滴と服用等同医師の治療の結果、同月12日及び19日の同医師の診察日には一旦はかなりの回復を見せ、被告人も自己の健康にやや自信を回復した。